

# 1. 総論

## (1) 自動車リサイクル法の背景

年間約340万台（2006年度～2015年度平均）発生する使用済自動車は、有用な金属・部品を含み資源として価値が高いものであるため、従来は解体業者や破砕業者において売買を通じて流通し、リサイクル・処理が行われてきました。

他方、産業廃棄物最終処理場の逼迫により、使用済自動車から生じるシュレッダーダストを低減する必要性が高まっている状況の中、更なる使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、2005年1月から自動車リサイクル法が施行され、リサイクル・適正処理が自動車メーカー等に義務付けられました。

自動車リサイクル法に基づく取り組みの結果、2015年度のリサイクル実効率は約99%を超えるレベルにまで向上しております。

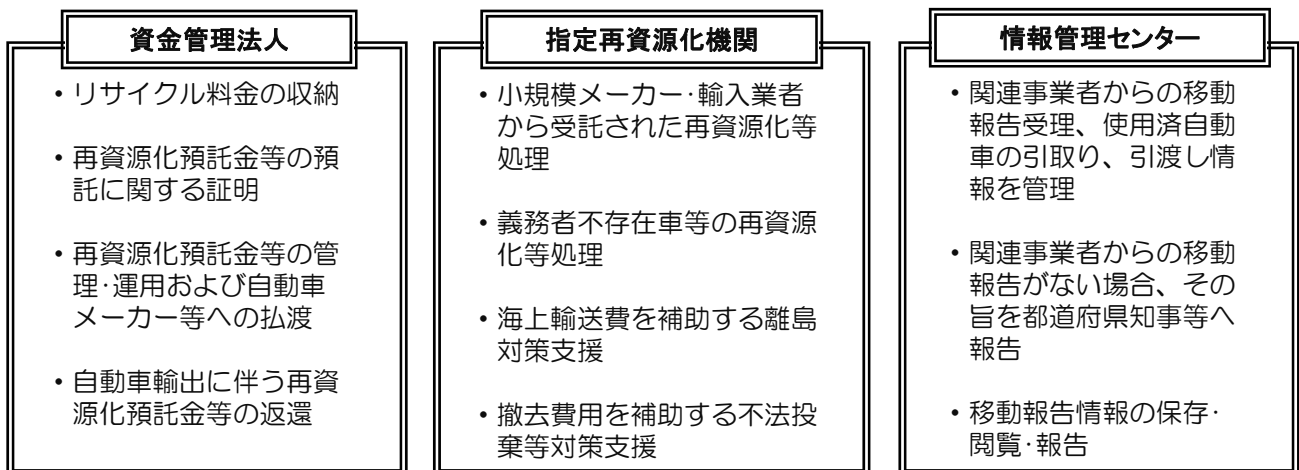
## (2) 自動車リサイクル法

資源循環社会の構築と環境保全を目的として、2002年度に制定され、2005年1月に本格施行された法律で、以下の特徴を持っています。

- ①自動車メーカー・輸入業者がフロン類、エアバッグ類、シュレッダーダスト（以下「ASR」という）を引取り、適正な処理を実施します（拡大生産者責任）。
- ②自動車関係者\*の役割（責任）を明確化  
\*自動車所有者、引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者、自動車メーカー・輸入業者
- ③リサイクル料金の自動車所有者による前払い方式を採用
  - 自動車リサイクル法施行後、新たに販売される自動車
    - 新規登録・検査を受ける時まで
  - 施行時の既販車のうち、継続検査等を受ける自動車
    - 施行後最初の継続検査等を受ける時まで（3年間の時限措置で2008年1月終了）
  - 施行時の既販車のうち、継続検査等を受けずに使用済みとなる自動車・構内車、後付装備分の料金
    - 使用済自動車として引取業者に引き渡す時まで
- ④使用済自動車の移動報告に電子マニフェスト制度を導入  
各関連事業者等が使用済自動車等の引取・引渡を行った際、一定期間内に情報管理センターに対して、パソコンにより電子情報にて移動報告を行います。
- ⑤指定法人による制度運営  
制度の根幹となる公的な業務を行う指定法人として、2003年6月、主務大臣（経済産業大臣、環境大臣）より財団法人自動車リサイクル促進センターが指定されました（2010年4月、公益財団法人に移行）。

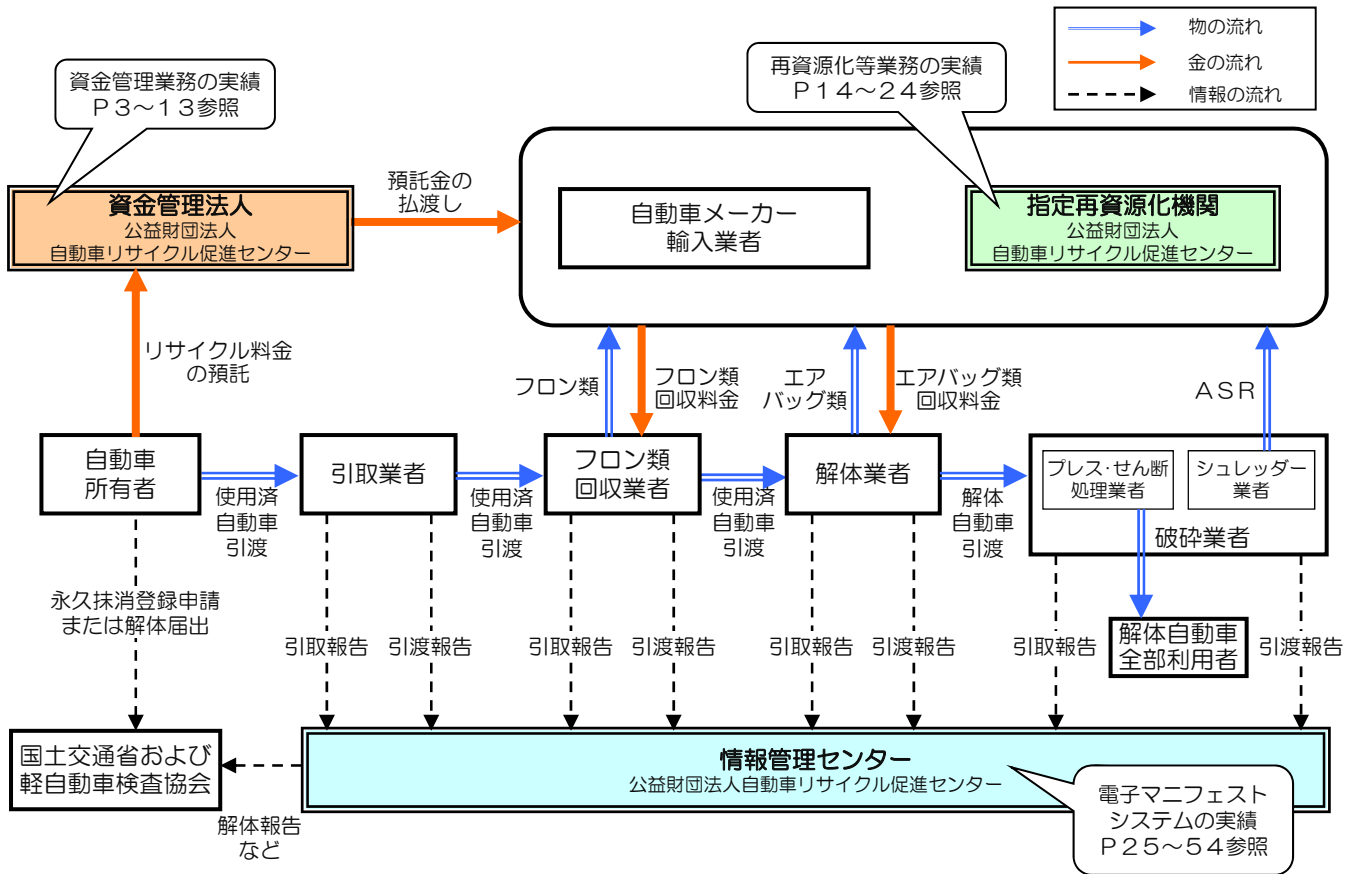
## (3) 自動車リサイクル法の指定3法人

主務大臣は、本財団からの申請により、次の3法人を指定（2003年6月）



#### (4) 自動車リサイクルシステム

自動車リサイクル法に定められた制度を運用するために必要なすべての業務を体系化したシステムで、一般社団法人日本自動車工業会が中心となって開発し、本財団のほか、複数の組織が管理・運用を行っています。



#### (5) 自動車リサイクル関連事業者等

引取業者	使用済自動車を自動車所有者から引き取る窓口業務を担う事業者。
フロント類回収業者	使用済自動車からエアコンの冷媒（フロント類）を回収する事業者。回収したフロント類は、自動車メーカー・輸入業者に引き渡されます。
解体業者	使用済自動車を解体処理し、エアバッグ類や廃油・廃液、タイヤ、バッテリーなどを回収して適正に処理する事業者。回収されたエアバッグ類は、自動車メーカー・輸入業者に引き渡されます。
破砕業者	解体自動車をプレス処理や破砕処理する事業者。ここで発生したASRは、自動車メーカー・輸入業者に引き渡されます。
解体自動車全部利用者	ASRを発生させずに解体自動車を鉄鋼の原料などに使用する事業者。日本国内で電炉・転炉を操業する事業者や廃車ガラクを輸出する事業者など。